第１０回米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会
教育環境部会

日　時　令和８年１０月２２日（木）
午後７時から午後８時３０分まで
場　所　米子市立和田小学校図書館

１　部会長挨拶

２　事務局説明
義務教育学校の今後のスケジュール等について　P.３（資料１）

３　協議　義務教育学校の通学について
（１）　地域及び保護者説明会の振り返りについて　P.６（資料２）

（２）　通学路（部会案）の決定について　P.１０（資料３）

（３）　バス通学の対象者（部会案）の決定について　P.１２（資料４）
ア　対象学年について
イ　対象距離及び適用基準について

４　連絡
第１１回教育環境部会について
【時期】令和８年１２月頃を予定
【場所】和田小学校図書館
【時間】午後７時から午後８時３０分まで

第10回 教育環境部会資料 目次

令和８年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会
教育環境部会員名簿・・・・・・・・・・１

米子市の出席者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

資料１　美保中学校区義務教育学校整備事業の今後のスケジュール等について
・・・・・・・・・・３
別紙１　美保中学校区義務教育学校の今後のスケジュールについて・・・・・４
別紙２　建築工事を前倒しした後の開校に向けた事業スケジュール・・・・・５

資料２　義務教育学校の通学に係る地域及び保護者説明会の振り返り・・・・・６

資料３　通学路（部会案）の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・１０

資料４　バス通学の対象者（部会案）の決定について・・・・・・・・・・・１２

【別冊】通学に係る検討資料
米子市内の踏切がある小学校区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

JR 境線時刻表（登下校の時間帯）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

和崎かけはし通りの安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

鳥取県内の自治体におけるバス通学の対象条件・・・・・・・・・・・・・・５

米子市内各小学校区別の通学範囲の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・６

バス通学のシミュレーションについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

通学路図１　義務教育学校通学路図（仮部会案）

通学路図２　通学バス対象者検討資料　崎津グループ案

通学路図３　通学バス対象者検討資料　大篠津グループ案

通学路図４　通学バス対象者検討資料　和田グループ案

令和８年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会教育環境部会員名簿

部会長　太田　敦弘（和田小校長）　副部会長　曽根　大二朗（美保中 PTA）

	区　分	氏　　名	所　属　等
1	崎津地区、大篠津地区及び和田地区の住民を代表する者	木 村 俊 二	崎津地区 社会福祉協議会
2	〃	本 池 拓 史	大篠津地区 青少年育成会
3	〃	岩 田　　昇	和田小学校 学校運営協議会
4	崎津地区、大篠津地区及び和田地区の未就学児保護者を代表する者	徳 永 達 樹	崎津地区
5	〃	中川慎一郎	大篠津地区
6	〃	三 村 大 輔	和田地区
7	市立小学校及び市立中学校の保護者を代表する者	曽根大二朗	美保中学校PTA
8	〃	永 島 香 織	崎津小学校PTA
9	〃	池 本　　翼	大篠津小学校PTA
１０	〃	竹 本 法 子	和田小学校PTA
１１	市立小学校の管理職を代表する者	太 田 敦 弘	和田小学校
１２	市立小学校及び市立中学校の教職員を代表する者	隠 樹 恭 衣	美保中学校
１３	〃	渡 辺 和 幸	崎津小学校
１４	〃	西 山 智 広	大篠津小学校
１５	〃	本田早弥香	和田小学校

米子市の出席者名簿

米子市教育委員会事務局

こども政策課	課長	永榮　一博
	主査兼指導主事	遠藤　幸子
	課長補佐	井原　聡史
	係長	松下　貴洋
	主任	岡田　壮太
こども支援課	担当課長補佐	植田　典子

関係課

こども総本部こども政策課	担当課長補佐	國谷　建太
こども総本部こども施設課	保育リーダー	飯田　聡子
	保育リーダー	松原　香里
総合政策部交通政策課	主事	八田　悠司

※本資料は、新たな開校目標時期の公表時（令和８年９月２４日）のものです。

資料１

美保中学校区義務教育学校整備事業の今後のスケジュール等について

美保中学校区義務教育学校整備事業の今後のスケジュール等について報告します。

１　事業の進捗状況

⑴ ハード整備の状況

ア 造成工事（令和９年６月完了予定）

令和７年 11 月に着工し、準備工の後、擁壁や側溝、給水・消防設備等の設置及び盛土工を順次進めている。工期末の令和９年６月に向け、順調に工事を進めている。

イ 建築実施設計（令和９年３月完了予定）

令和７年９月から詳細設計（委託）を実施しており、総務部営繕課とも連携しながら、建築工事発注に向け、設計図書の作成を進めている。

ウ 水路改修

学校敷地の雨水・生活排水の排水先河川の水路改修に向け、令和７年９月に測量設計を完了した。令和８年度は、１工区目（全４工区）の工事に着手することとしており、現在、事前の工損調査を実施している。

⑵ ソフト整備の状況

ア 校名選定

令和８年４月～６月に校名候補案の公募を実施し、212 件の応募があった。現在、令和８年 10 月を目途に開校準備委員会で校名候補の選定を進めている。

今後は、今年度内を目途に教育委員会にて校名案を決定することとしており、校名案決定後には、学校設置に関する条例の改正案を市議会へ提出する。（条例改正案の提出時期は、事業の進捗状況に応じて決定する。）

イ 通学路及びバス通学

令和７年度から開校準備委員会の専門部会を継続的に開催し、現地調査を踏まえた想定通学路及びバス通学対象者の検討を進めている。また、「よねぎーバス」の活用による通学バス運行について、総合政策部交通政策課と継続して協議を進めている。

２　今後のスケジュールについて

別紙１及び２のとおり

※本資料は、新たな開校目標時期の公表時（令和８年９月２４日）のものです。

別紙１

美保中学校区義務教育学校の今後のスケジュールについて

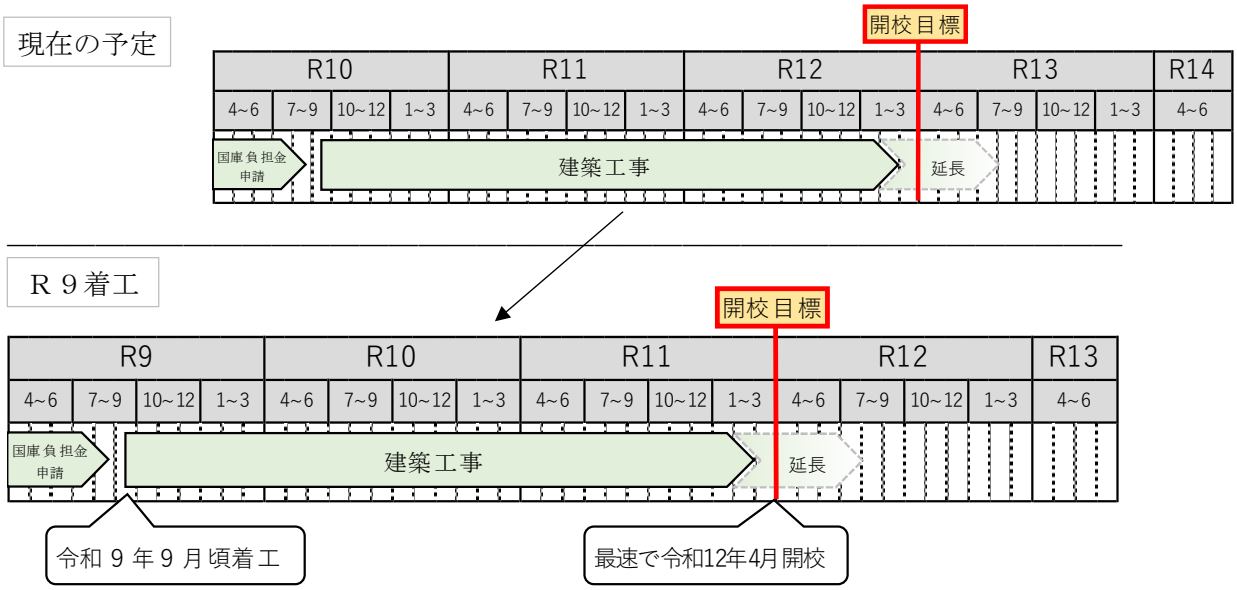
現在、令和 13 年４月の開校を目標に各工程を進めています。

造成工事及び建築実施設計を進める中で、次の工程である建築工事以降のスケジュールが定まりつつあることから、その見通しについて報告します。

≪建築工事の実施時期の前倒しについて≫

これまで、敷地の造成工事及び新校舎等の建築実施設計を前倒しして進めてきており、各工程は順調に進捗している。

このまま推移すれば、建築工事について、当初令和 10 年度の着工を予定していたところを、前倒しして、令和９年度に着工できる見込みである。



新校舎等の建築工事は、最短で２年５か月の工期となる見込みであり、このまま順調に進めば、現在の開校目標時期である令和 13 年４月開校の確実性が高まるとともに、令和 12 年４月の開校も見通せる状況である。

社会情勢による不確実性や物価上昇などのリスクを可能な限り排除し、事業を円滑に進めるため、建築工事の前倒しを行い、まずは令和 12 年４月開校を見据えたスケジュールで各工程を進めていく。

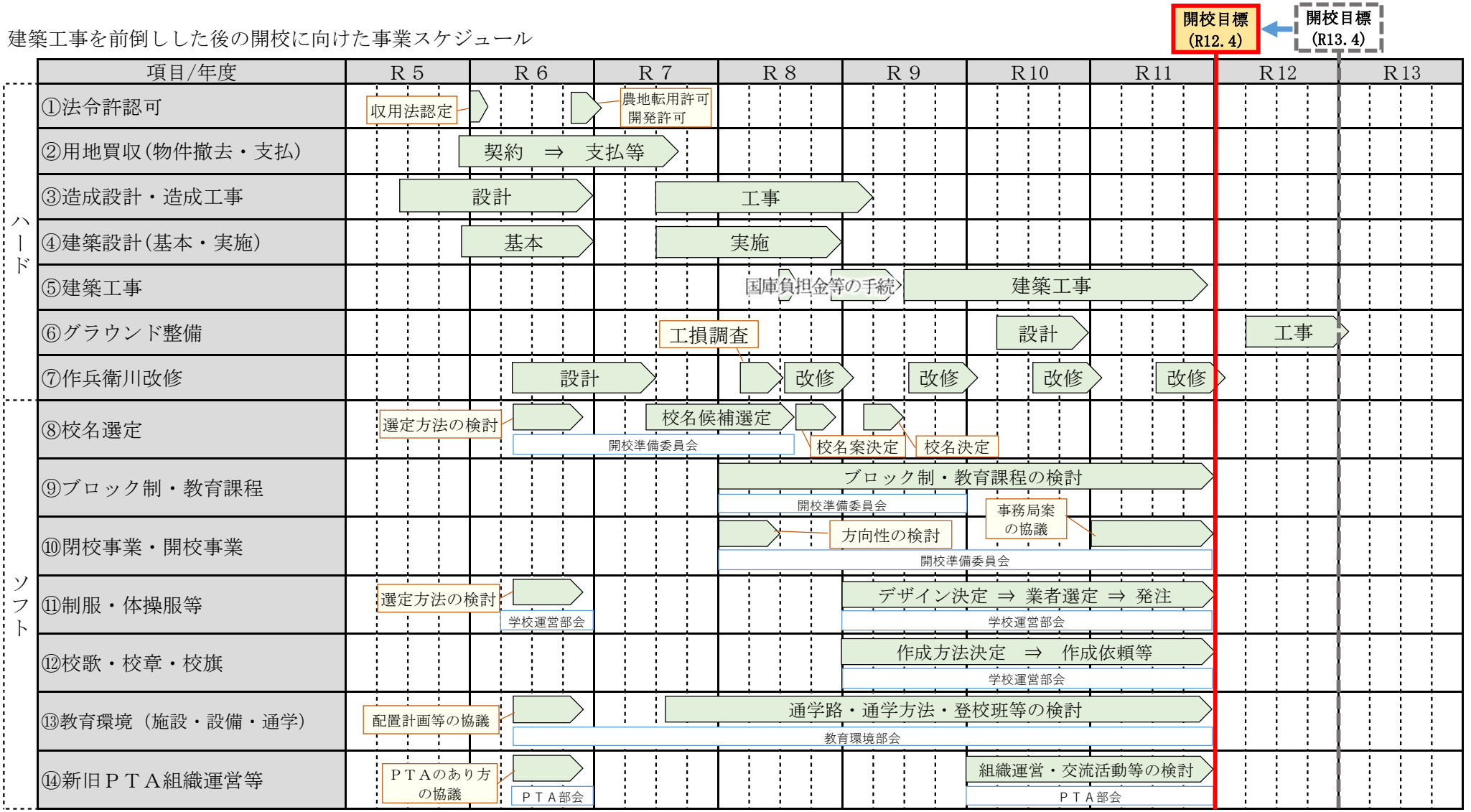
なお、不測の事態により、新校舎の完成が開校目標時期（令和 12 年４月）以降となる場合、国の補助制度の要件（「統合前３事業年度内の事業完了」）に基づき、令和 12 年４月に学校設置に関する条例上の開校（いわゆる「名目統合」）が必要となる。

この場合、教職員は義務教育学校１校の配置基準に基づいて配置されることとなるため、新校舎への移転までの期間は、前期課程（小学生）については、既存校舎のうち１校を使用して運営することを想定している。

具体的には、以下を想定している。

- 前期課程（小学生）：３小学校の全児童を受入可能な規模を有している「崎津小学校」にて学校運営
- 後期課程（中学生）：「美保中学校」にて学校運営

建築工事を前倒しした後の開校に向けた事業スケジュール



※ 各工事等に不測の事態が生じた場合、上記スケジュールは変更になる場合があります。

※ ソフト面の各項目については、開校準備委員会及び専門部会において調査・検討を進め、検討状況に応じて、スケジュールを適宜調整します。

別紙２

資料２

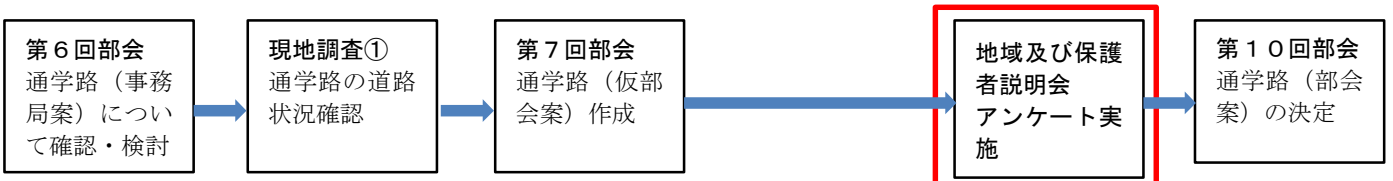
義務教育学校の通学に係る地域及び保護者説明会の振り返り

１　目的

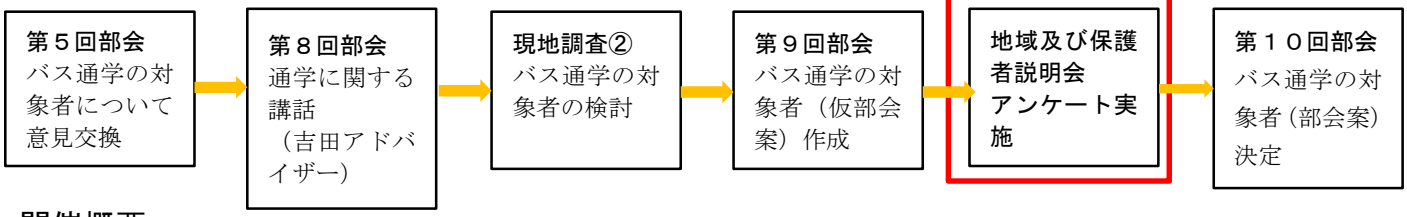
○　教育環境部会において検討している通学手段、新規通学路、バス通学の対象者について周知するとともに、意見を聴取することで、今後の部会案の検討及び決定の参考とする。

○　保護者を対象としたアンケートを実施することで、今後の詳細設計に向けた基礎データを収集する。

【通学路】



【バス通学対象者】



２　開催概要

回（会場）	開催日時	会場	出席者 （委員＋部会員）	参加者
第１回 崎津会場	令和８年９月１７日（木） １９：００～２０：００	崎津公民館	５人	７人
第２回 大篠津会場	令和８年９月１８日（金） １９：００～２０：００	大篠津公民館	９人	８人
第３回 和田会場	令和８年９月２６日（土） １０：００～１１：００	和田公民館	７人	１７人
第４回 美保中会場	令和８年９月２７日（日） １４：００～１５：００	美保中学校特別活動室	３人	７人

３　説明内容

⑴　義務教育学校整備事業概要
⑵　想定通学路案について
⑶　通学路及びバス通学の対象者の基本的な考え方について
⑷　今後の検討項目について

４　主な意見・質問

⑴　意見聴取の方法

・説明会での質疑
・説明会参加者対象アンケート
・現在小学２年生以下の保護者対象アンケート

⑵　いただいた意見や質問の抜粋

ア　令和８年度の教育環境部会の検討に関する内容

項目	いただいた意見や質問	回答
通学路について	葭津方面からの児童の入り口や通学経路はどこか。	和崎かけはし通り側の進入路から入ることを想定している。
	大篠津や和田地区の児童は踏切を渡らないといけない。歩道橋や地下道の設置を考えた方がよいのではないか。	横断を想定している踏切は、現在も通学路として通行している。歩道橋や地下道の設置は考えていない。
	この地域は、防犯カメラ設置数が少ないので、通学路に新たに設置してほしい。	防犯カメラの設置については、米子市の施設ごとにプライバシー保護など整理して設置・運用しており、現段階で市の施設以外に防犯カメラを設置する予定はない。
	通学路が畑道を通ることになるので、防犯カメラ設置数を増やしてほしい。	
	既存の通学路を含め、全世代が安全かつ安心して通行できる道路整備をしてほしい。	通学路については、学校や地域からの要望を受け、毎年、合同点検を行い、適宜必要な対応を取っている。
	親世代は説明を聞いて安全対策について一定の理解ができたが、祖父母世代には普段あまり利用しない地域や道路のため、実際の状況や対策がイメージしにくいのではないか。祖父母世代にも理解してもらうことは、見守りや登校班など、親世代だけでは担い切れない地域の協力を得る上でも重要だと感じた。	今後も地域や保護者の方と一緒に、子どもたちの安全な通学について検討していきたい。 説明会に参加できなかった方へも検討状況が伝わるよう、工夫していきたい。
	安全面、防犯面など、様々な視点から丁寧に進めていただいてありがたい。行政の皆さんに頼るばかりではなく、保護者が我が子にしっかりと伝えないといけないこともたくさんあると思う。今後も双方で話し合いながら、進めていただければと思う。	

バス通学について	１～２年生で実測距離２㎞以上とするバス通学対象基準は、今後も検討してもらえるのか。	現在は仮の部会案なので、今後協議を深め、部会案を決定していく。
	対象学年を１～２年生から引上げてもらうことはできないか。	ご意見は次回の部会での検討の参考にさせていただく。
	希望する子については、距離に関係なくバス通学可としてはどうか。	
	富益町等遠距離の保護者への意見聴取をしてみてはどうか。	
	市内のある学校では、遠距離児童の多くを保護者が送迎していると聞いた。新しい学校だから、開校前に意向を吸い上げてもうらう方がよいと言われた。	
	通学に時間がかかると、睡眠時間が短くなることが心配である。	
	バス通学対象者は、「実測距離２㎞以上、１～２年生」がよいと考える。様々な意見があって難しいが、みんなで話し合い、基本線を決めていくほかないと思う。	

イ　令和９年度以降に検討する内容（教育環境部会）

項目	いただいた意見や質問
自転車通学について	自転車通学では、米川沿いのサイクリングロードを通ってもよいか。
	米川左岸が通学路としてあげられているが、危険とされる右岸側への児童生徒の立ち入り防止や安全対策をどう考えているか。
	敷地内では自転車に乗らない。多くの生徒が自転車で来ると危険なので、自転車通学対象者の範囲を決める。
登校班について	現在、大篠津小のみで登校班が実施されているが、子どもが減少しているため、見直しが必要だと思う。
	高学年と低学年の歩く速度の違いや、親同士で連絡を取り合うことの難しさなど、登校班編制には課題がある。
	防犯カメラは付けるのが難しいと思うので、４月当初は１～２年生は登校班で登校できるとよい。
	メリット、デメリットがそれぞれあると思うが、小学生の登校は登校班があった方が安心かと思う。

バス通学のルール等について	バス停はどこに設置するか。
	障がいのある児童が通学バスを利用する際の配慮や対応策についてどう考えているか。
	バスは対象の児童以外でも、車いす等体が不自由な児童も乗れるか。
	通学バスについて、酷暑・積雪期に限定した利用はできないか。
	バスに乗り遅れた場合、自力で行くことになるのか。
見守り等について	新しい学校でも保護者による登校見守り活動や旗当番を行っていくか。
	バスの見守りについて、毎日行うか。少ない保護者の負担が心配。

ウ　今後検討する内容（教育環境部会以外）

項目	いただいた意見や質問
通学バスについて	よねぎーバスの立ち席の安全対策はどうなるか。
	通学バスの保護者負担はあるか。
	バス対象者は、定期券のようなものがあるか。
	バス停の設置箇所数（１箇所集中か複数設置か）はどうなるか。
	地域の見守り、旗当番、バス停当番は、家庭数が減少しているので大変だがどうしていくか。
	よねぎーバスを使うとしても、特に下校時に学校で乗り降りできるようにしてはどうか。
通学路の除雪について	和崎かけはし通りの歩道の除雪は誰がするのか。
通学路の安全対策について	和崎かけはし通りを通る際の安全対策をしっかりとしてほしい。
	和田浜工業団地の方にも安全運転を心がけていただけるよう、話をしてほしい。
	畑道での雷対策をお願いしたい。
	屋根があり、雨、雪、風がしのげる場所をつくってほしい。
	外浜街道に歩行者や軽車両のための信号機を増やすべき。
	畑道に街灯が少ないので、増やした方がよい。
学校敷地内でのルール等について	学校が開く前に昇降口前で待機する子どもたちがいるが、寒さや強風等、気象条件によって子どもたちへの配慮がいるのではないか。
	学校敷地内での、歩行者、自転車、自動車の動線をしっかり分けてほしい。
学校周辺の交通について	学校周辺は保護者の送迎の車で渋滞すると思うが、どのような対策を考えているか。

資料３

通学路（部会案）の決定について

１　通学路決定までの流れ

既存校では児童が安全に登下校することができる通学路を保護者及び地域等が協議及び決定している。新設校（義務教育学校）については、既存校での保護者・地域等の役割を保護者、地域、学校関係者から構成する開校準備委員会（教育環境部会）が担い、学校の役割を教育委員会事務局が担うこととする。

（既存校では）

小学生・・・保護者・地域等から報告があった経路について、学校が点検をもとに安全と判断した通学路を選定している。

中学生・・・大通りなどの大体の通学路の指定と、通らないよう指導する箇所を選定している。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">既存校</th><th colspan="2">新設校
（義務教育学校）
※開校前</th><th>新設校
（義務教育学校）
※開校後</th></tr>
<tr><td>協議</td><td colspan="2">児童が安全に登下校できる経路（公道）を保護者や地域等で十分に協議</td><td colspan="2">児童が安全に登下校できる経路（公道）を開校準備委員会（教育環境部会）で十分に協議</td><td rowspan="7">既存校の決定手順と同じ。</td></tr>
<tr><td>報告</td><td colspan="2">保護者や地域等が学校に報告</td><td colspan="2">開校準備委員会（教育環境部会）が米子市教育委員会事務局に報告</td></tr>
<tr><td>点検</td><td colspan="2">報告された経路を教員が点検</td><td colspan="2">報告された経路を米子市教育委員会事務局が点検</td></tr>
<tr><td>点検後</td><td>安全に登下校できる経路であると判断した場合</td><td>危険であると判断した場合</td><td>安全に登下校できる経路であると判断した場合</td><td>危険であると判断した場合</td></tr>
<tr><td>見直し</td><td></td><td>再度、別の経路を含めて見直し</td><td></td><td>再度、別の経路を含めて見直し</td></tr>
<tr><td>協議</td><td></td><td>協議で決まらない場合</td><td></td><td>協議で決まらない場合</td></tr>
<tr><td>決定</td><td>保護者が報告した経路を通学路として決定</td><td>学校が提案した経路を通学路として決定</td><td>開校準備委員会（教育環境部会）が報告した経路を通学路として決定</td><td>米子市教育委員会事務局が提案した経路を通学路として決定</td></tr>
</table>

※義務教育学校開校後は、既存校と同様に、学校からの報告に基づき危険箇所を適宜点検し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていく。

２　検討の経緯

開催日	部会等	内容
R7.12.18	第６回部会 通学路（事務局案）について確認・検討	・事務局案を基に検討
R8.1	現地調査① 通学路の道路状況確認	・「安全面」「防犯面」「環境面」の視点から設定した検討ポイントに照らし合わせて、新規通学ルートを中心に現地調査を行った。
R8.2.17	第７回部会 通学路（仮部会案）作成	・現地調査の振り返りを基に最終的な評価を行った結果、概ね新規通学ルートは通学路としての基準を満たしているという評価であった。 ・一部箇所においては、信号機や横断歩道、ポール等の設置を望む意見があった。 ・各グループで既存の通学路と「新規通学ルート」を組み合わせて、各小学校区のスタート地点から義務教育学校までのルート検討及び作成を行った。 ・各グループで出された案について全体で協議を行い、通学路（仮部会案）を決定した。 ・詳細の図面については、「美保中学校区義務教育学校通学路図（仮部会案）」のとおりである。
R8.9	地域及び保護者説明会 アンケート	・地域及び保護者説明会を行い、通学路（仮部会案）について説明し、意見聴取を行った。 （詳細は資料７ページ）

３　通学路（部会案）の決定

⑴　通学路（仮部会案）の確認

・踏切横断について

・和崎かけはし通りの安全対策について

⑵　検討ルートの確認

・新しく検討が必要なルートについて

・再検討が必要なルートについて

⑶　通学路（部会案）の決定

資料４

バス通学の対象者（部会案）の決定について

１　バス通学の対象者決定までの流れ

教育環境部会
バス通学の対象者についての部会案を決定し、開校準備委員会に報告する。

→

開校準備委員会
教育環境部会の報告を受け、バス通学の対象者についての委員会案を決定し、教育委員会に報告する。

→

市（教育委員会）
開校準備委員会の報告を受け、バス通学の対象者を決定する。

２　これまでの検討の経緯

⑴　バス通学の考え方

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」や米子市の「米子市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」においては、統廃合に伴い通学距離が遠距離となる場合は、通学の安全の確保の観点から公共交通機関やスクールバス等、通学手段の確保や通学支援策の検討が必要であるとしている。これに基づき、徒歩通学の支援策としてバス通学及びその対象者について検討する。

併せて、通学バスの車両については、よねぎーバスを活用することを検討する。

【参考】徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で４㎞以内、中学校で６㎞以内という基準をおおよその目安とする。（上記の文部科学省手引きより）

⑵　バス通学の対象者についての意見交換

対象児童の範囲（学年等）や地理的条件（通学距離等）を検討ポイントにして、意見交換を行った。

対象児童の範囲（学年）は各グループで、１～３年生、距離は、１～２㎞の範囲で様々な意見があった。（第５回教育環境部会）

⑶　論点の整理・方向性の確認

バス通学については、距離だけでなく「安全面」「防犯面」「環境面」といった通学路の課題を抽出し、その解決方法を検討する過程でバスという支援策が必要な児童の範囲が明確になるものと整理した。（第６回教育環境部会）

→「安全面」「防犯面」「環境面」といった観点については、その後、本部会で決定した通学路の仮部会案において、クリアすることができた。

⑷　吉田アドバイザーの講話

【ハード整備と見守り】

信号機等のハード整備には限界があるため、人の目による見守りが不可欠である。集団登校は、安全確保だけでなく、社会性や自立心を育む機会にもなっている。登下校時の安全に関する一次的責任は保護者にあるが、子どもを守るためには、保護者・学校・地域が連携して見守っていく視点が重要である。

【バス通学と子どもの体力づくり】

WHOは子どもの身体活動を１日６０分以上推奨しており、登下校はその運動量の多くを占める。バス通学率が高い地域では運動量が不足し、肥満割合が高くなる傾向が見られ、徒歩通学は運動量を確保でき、体力・健康面で有利なだけでなく、交通安全意識や危険予測能力の向上に寄与する。さらに仲間との関わりを通じて、主体性や社会性を育む効果も期待できる。発達段階を考慮すると、３～４年生頃から体力がついてくるため、低学年、２㎞くらいが対象者の目安ではないか。

【大切にしたいこと】

他の地域との公平性や説明責任に考慮しつつ、「知・徳・体」のバランスが取れた生き抜く力を育むことが求められる。そのためには、安全面に配慮しながら、子どもたちが自ら歩いて成長できる環境を、地域・学校・保護者が一体となって守り育てていく視点が不可欠である。

⑸　現地調査結果概要

令和８年６月に行った現地調査では、いずれの地区も概ね「低学年で実測距離２㎞以上の児童」をバス通学の対象にしてはどうかという考えであった。

⑹　よねぎ―バスの活用に伴うバス通学対象者の想定人数（令和１２年度推定数）

検討中

・通学距離：自宅から学校までの実測距離が２㎞以上となる児童

・対象学年：第１学年～第２学年の児童

地区／学年	崎津	大篠津	和田	合計
１年生	４人	５人	０人	９人
２年生	３人	３人	３人	９人
合計	７人	８人	３人	**１８人**

・対象学年：第１学年～第３学年の児童

地区／学年	崎津	大篠津	和田	合計
１年生	４人	５人	０人	９人
２年生	３人	３人	３人	９人
３年生	０人	１１人	４人	１５人
合計	７人	１９人	７人	**３３人**

３　バス通学の対象者（仮部会案）について

これまでの部会及び現地調査での検討を踏まえ、「対象学年」及び「対象距離」の仮部会案を決定した。

⑴　対象学年について

仮部会案　前期課程１～２年生の児童

⑵　対象距離について

仮部会案　自宅から義務教育学校までの実測距離２㎞以上の児童

４　バス通学の対象者（部会案）の決定

⑴　地域及び保護者説明会やアンケートでいただいた意見の検討

ア　実測距離の考え方

・指定された通学路を通行した場合の実測距離でよいか。

イ　対象距離について

・希望者は距離に関係なく全員乗せてはどうか。

ウ　対象学年について

・希望者は距離に関係なく全員乗せてはどうか。
・３年生以上も乗せてほしい。
・個人差に配慮すべきではないか。

⑵　部会案の決定とその決定理由の整理

ア　対象学年

（ア）部会案

年生の児童

（イ）　決定理由

イ　対象距離

（ア）部会案

自宅から義務教育学校までの実測距離　　㎞以上の児童

（イ）決定理由

（ウ）適用基準について

① 適用基準の決め方の例

【参考資料】

	適用基準の決め方		公平性	対象範囲の視認性	安全性（通学班編成）
a	実測距離		実測のため不公平感が少ないが、測定方法によって距離が変わる。	地図上で判断できず、対象者ごとに測定しなければならない。	同一の通学班内で線引きされる場合があり、既存の通学班が組めない。
b	自治会単位	完全該当自治会（全域が2.0km以上）	自治会内全員が同一の対応となるが、2.0kmを超える自治会が対象外となる場合がある。	対象者の判定や地図上での区分けが明確にできる。	自治会単位のため既存の通学班が組める。
c		一部該当自治会（一部でも2.0km以上）	2.0km以上の児童は漏れなく対象になるが、通学距離が2.0km未満の児童も対象に入る。	対象者の判定や地図上での区分けが明確にできる。	自治会単位のため既存の通学班が組める。
d	道路で区切る	細い道路で区切る	対象範囲の線引きを2.0kmに近いところで区切りやすい。	対象道路の特定が困難で、どの道が境界か分かりづらい。	同一の通学班内で線引きされる場合があるため、既存の通学班が組めない。
e		大きい道路で区切る	対象範囲の線引きを2.0kmに近いところで区切りにくい。	対象道路の特定が容易で、対象範囲が分かりやすい。	同一の通学班内で線引きされる場合があるため、既存の通学班が組めない。

② 前回のグループ協議結果の概要

	決め方	理由	課題	解決策
崎津	c		崎津はｃがやりやすいが、他の２地区はどうか。 ３地区でそろえた方がよいか。	
大篠津	ａかｂ	ｂ：およそ２㎞付近で区切ることができている。 既存の通学班が組める。		a:同じアプリを使用して計測。
和田	ｃとｅ	わかりやすい分け方である。 大きめの道路で区切ることで納得しやすい。	これで区切ると４区の一部が２㎞未満となる。	和田１区と２区は外浜街道より海側。３区と４区は２２号線より海側がバスの対象。

③　協議事項

(a)　各グループ案の課題の洗い出し

３地区全体を見たときの公平性のバランスについて

崎津グループ案（一部該当自治会）について

大篠津グループ案（実測距離）について

大篠津グループ案（完全該当自治会）について

和田グループ案（一部該当自治会と大きい道路で区切る）について

(b)　今後の方向性について